

立川市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 27（2015）年 2 月

立 川 市

目 次

はじめに	1
第1章 基本的な方針	3
1 対策の基本的な考え方	3
2 対策の目的	4
3 被害想定	6
4 発生段階	7
5 対策実施上の留意点	9
第2章 国、都、市等の役割	11
1 基本的な責務	11
2 市の実施体制	13
第3章 対策の基本項目	18
1 情報収集・提供	18
2 市民相談	22
3 感染拡大防止	22
4 予防接種	24
5 市民生活及び市民経済の安定の確保	26
第4章 各段階における対策	29
1 未発生期	29
2 海外発生期	32
3 国内発生早期	35
4 都内発生早期	39
5 都内感染期	44
6 小康期	49
用語解説	52

はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザ（＊）（巻末用語解説参照。以下同じ。）は、毎年流行を繰り返しているインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック（＊））となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものも発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、平成 25（2013）年 4 月に施行され、病原性（＊）が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等とあいまって、国全体として万全の態勢を整備したものである。

2 国における取組の経緯

国は、特措法の制定以前から、新型インフルエンザについて、平成 17（2005）年、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、対策を講じてきた。さらに、平成 20（2008）年の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 30 号）」で、新型インフルエンザ対策の強化を図り、平成 21（2009）年 2 月、新型インフルエンザ対策行動計画を改定した。

同年 4 月、新型インフルエンザ（A/H1N1）（＊）が発生して世界的な大流行となり、我が国でも発生後 1 年余りで約 2 千万人がり患したと推計されたが、入院患者数は 1.8 万人、平成 22（2010）年 9 月末現在で死亡者

数は203人であり、死亡率（＊）は0.16（人口10万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまった。この際の対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について多くの知見や教訓が得られた。

病原性が季節性並であったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても、一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫などもみられ、病原性が高い新型インフルエンザが発生しまん延する場合に備えるため、過去の教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための検討を重ね、平成24（2012）年5月、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性がある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が成立された。

3 国と東京都の行動計画の策定

国は、平成25（2013）年4月に特措法が施行されたことに伴い、平成25（2013）年6月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を策定した。また東京都（以下「都」という。）も、平成25（2013）年11月に「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「都行動計画」という。）を策定し、新型インフルエンザ等に備えた体制を整備し、その対策を強化した。

4 立川市の行動計画の策定

立川市（以下「市」という。）では、国や都の行動計画を踏まえ、平成21（2009）年1月に「立川市新型インフルエンザ対策行動計画」を、平成21（2009）年12月に「立川市業務継続計画（新型インフルエンザ編）」を、また、平成23（2011）年8月に「新型インフルエンザ対応マニュアル」を策定し、新型インフルエンザ対策を推進してきた。

今回、前項の「政府行動計画」及び「都行動計画」が策定されたことを踏まえ、新型インフルエンザ等発生時の危機管理対応の規範とするべく、特措法第8条に基づき、新たに立川市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を策定する。さらに、この市行動計画を具体的に実施していくためのマニュアルや業務継続計画（BCP）についても今後順次作成していく。

第 1 章 基本的な方針

1 対策の基本的な考え方

(1) 根拠

市行動計画は、特措法第 8 条の規定に基づき策定する計画である。

(2) 対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）

ア 感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）

イ 感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症（*）で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

(3) 計画の基本的考え方

市行動計画は、政府行動計画及び都行動計画に基づき、市における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や市が実施する対策を示し、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性が低い場合は弾力的な運用ができるよう、対策の選択肢を示すものである。

また、国、都、市、指定地方公共機関、医療機関等、事業者及び市民の役割を示し、新型インフルエンザ等の対策が緊密に連携して推進されるよう図るものである。

(4) 計画の推進

市行動計画には、国及び都の動向を踏まえ、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れていく。

また、新型インフルエンザ等の発生に備え、平常時から訓練の実施などを通して対応能力を高め、計画を検証し、必要に応じて修正を行っていく。

(5) 計画の改定

市行動計画の改定に当たっては、必要に応じて医師等の感染症に関する専門家、保健所等に意見を聴き、行う。

2 対策の目的

- 1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- 2 市民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

新型インフルエンザ等は、ほとんどの人が新型の病原体に対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。長期的には、国民の多くが患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合に、医療提供のキャパシティを超える事態が想定される。そのような状況を回避するため、感染拡大を可能な限り抑制することが必要である。

また、り患することにより事業者の欠勤者が多数に上り、この人的被害が長期化することで社会経済に影響を与えることとなる。このため、限られた人員により必要な業務を継続することが求められる。

（1）感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

ア 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。

イ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

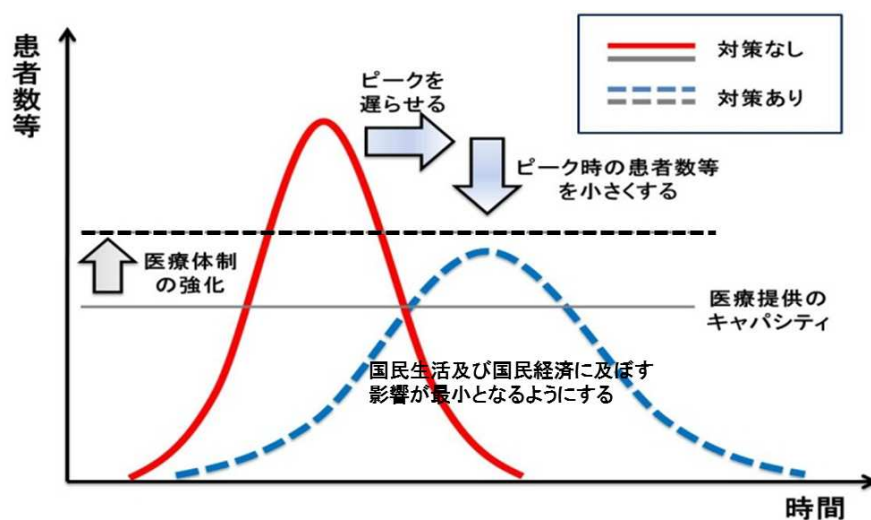
ウ 適切な医療等の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

ア 地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。

イ 業務継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める。

<対策の効果 概念図>



出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画（内閣官房）

3 被害想定

新型インフルエンザは、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（*）（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率（*）となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得るため、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

市行動計画を策定するに際しては、政府行動計画及び都行動計画を参考に、人口の集中する東京の特性を考慮し、都行動計画における都民の約30%が罹患する想定と同様に、市民の約30%が罹患するものとして流行予測を行った。

現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザ（*）のデータを参考に、一つの例として次のように想定するものである。

< 流行規模・被害想定 >

被害想定項目	東京都	立川市
罹患割合	都民の約30%が罹患	市民の約30%が罹患
患者数	3,785,000人	53,400人 ※1
健康被害		
(1) 流行予測による被害		
① 外来受診者数	3,785,000人	53,400人
② 入院患者数	291,200人	4,110人
③ 死亡者数	14,100人	200人
(インフルエンザ関連死亡者数) ※2		
(2) 流行予測のピーク時の被害 ※3		
① 1日新規外来患者数	49,300人	670人
② 1日最大患者数	373,200人	5,040人
③ 1日新規入院患者数	3,800人	50人
④ 1日最大必要病床数	26,500床	360床

※1 患者数については、平成26（2014）年1月1日現在の住民基本台帳人口（178,194人）の概数178,000人の30%

※2 インフルエンザ関連死亡者数

インフルエンザの流行によって、インフルエンザによる直接死亡だけでなく、インフルエンザ感染を契機とした急性気管支炎や肺炎などの呼吸器疾患のほか、循環器疾患、脳血管疾患、腎疾患などを死因とする死亡も増加することが知られており、インフルエンザの流行評価の指標の一つとされている。

※3 流行予測のピーク時の被害については、都計画中の都の被害想定数に、都の人口に占める立川市の人口比1.35%を乗じて算出する。（「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」平成26（2014）年1月1日現在）

被害想定については、り患した患者が全て医療機関を受診するものとして、被害予測を行い、都の試算を参考に算出を行った。新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等により、その流行規模や被害想定は異なるため完全に予測することは困難であるが、本行動計画では、病原性・感染力等が高い新型インフルエンザが発生した場合に対応できる取組を基本にしつつ、今後新たに発生する様々な病原性、感染力の新型インフルエンザに弾力的に対応できる取組を明示している。

そのほか、社会・経済的な影響としては、従業員本人のり患や家族のり患等により、従業員の最大40%程度が欠勤することが想定されている。

また、1日最大患者数は、有病期間を軽症者は7日間、重症者では14日間、死亡の場合は21日間と仮定して算定した。

4 発生段階

新型インフルエンザ等への対策は、患者発生の状況に応じて講ずるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

発生段階は、政府行動計画及び都行動計画で定める未発生期、海外発生期、地域未発生期、地域発生早期、地域感染期及び小康期の区分にあわせた6区分とする。名称は、未発生期、海外発生期、国内発生早期（都内では未発生）、都内発生早期、都内感染期及び小康期とする。

発生段階の移行については、必要に応じて都が国と協議し、東京都新型インフルエンザ等対策本部（以下「都対策本部」という。）（本部長：東京都知事）において決定される。

＜新型インフルエンザ等の発生段階＞

政府行動計画		東京都 行動計画	立川市 行動計画	状態
国	地方			
未発生期				新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期				海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内 発生早期	地域 未発生期	国内発生早期		国内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態で、都内では患者が発生していない状態
	地域 発生早期	都内発生早期		都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内 感染期	地域 感染期	都内感染期	都内感染期	都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
		<医療体制> 第一ステージ (通常の院内体制)		
		第二ステージ (院内体制の強化)		
		第三ステージ (緊急体制)		
小康期				新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

5 対策実施上の留意点

都と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等の発生に備え、又はその発生した時に、新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施するとともに、市内で関係機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

この場合において、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等への対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、市民の権利と自由に制限を加える場合は、当該新型インフルエンザ等への対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格への留意

新型インフルエンザ等が発生した場合であっても、病原性の程度や抗インフルエンザウイルス薬（＊）等の対策の有効性などにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得る。このため、新型インフルエンザ等の発生状況に応じた柔軟な対応を行う必要がある。

(3) 関係機関相互の連携・協力の確保

立川市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）は都対策本部等と相互に緊密な連携を図りつつ、総合的に対策を推進する。必要な場合は、市対策本部長から都対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

また、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、近隣自治体及び関係行政機関、指定（地方）公共機関などの情報共有及び連携は重要であるため、新型インフルエンザ等の発生段階別に、相互に協力しながら対策を推進する。

(4) 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した際は、対応を検証して教訓を得るため、市対策本部における対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

(5) 事業継続のための準備

新型インフルエンザ等対策を実施していくためには、感染規模が拡大するような都内感染期においても、市の危機管理体制を維持し対策を継続することが非常に重要である。このことを踏まえ、各部署の業務継続計画（BCP）を整備し、市職員に周知・徹底を図る。

第2章 国、都、市等の役割

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、社会経済への影響を最小限にするためには、国、都、市、医療機関・薬局、事業者、市民等、各主体が一体となって感染拡大防止に努めるとともに、市民生活及び経済活動を維持しなければならない。新型インフルエンザ等が発生すれば、誰もがり患する可能性があり、互いに協力してそれぞれの役割を果たすことが求められる。

1 基本的な責務

(1) 国

新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施し、地方自治体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する。

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、世界保健機関（WHO）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関（*）は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、医学・薬学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

さらに、特措法第28条に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため登録事業者（*）に対して実施する特定接種について、実施主体として速やかに進める。

(2) 東京都

平常時には、都行動計画に基づき、実施体制の整備、関係機関との調整、資器材の整備など、対策を推進する。

また、感染症法に基づき、発生動向の監視を行う。

発生時には、国の基本的対処方針に基づき、医療提供体制の確保や感染拡大の抑制など都行動計画で定めた対策を的確かつ迅速に実施し、市区町村及び関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

(3) 立川市

平常時には、市行動計画に基づき、体制の整備、関係機関との調整など、対策を推進する。

発生時には、感染拡大の抑制、市民への予防接種や生活支援など、市行動計画で定めた対策を、関係機関と連携して的確かつ迅速に実施し、市内の関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

(4) 医療機関等

平常時には、新型インフルエンザ等の患者を診療するための院内感染防止対策や必要となる医薬品・医療資器材の確保等の準備、診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を推進する。

発生時には、地域の他の医療機関や関係機関と連携して、診療体制の強化を含め、発生状況に応じた医療等を提供するよう努める。

(5) 指定公共機関（*）及び指定地方公共機関（*）

平常時には、新型インフルエンザ等対策業務計画を策定し、体制の整備など対策を推進する。

発生時には、国、都及び市区町村と相互に連携協力し、市民生活が維持できるよう医療機能及び社会経済活動維持のための業務を継続する。

(6) 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民生活及び社会機能維持に寄与する業務を行う事業者については、それぞれの社会的責任を果たすことができるよう、平常時から、職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行う。

発生時には、事業活動を継続するよう努め、国、都、市区町村等の新型

インフルエンザ等への対策の実施に協力する。

(7) 一般の事業者

平常時には、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染予防策や体制の整備に努める。

発生時には、職場における感染予防策を実施し、都や市区町村等が行う新型インフルエンザ等への対策に協力する。特に、感染拡大防止の観点から、多数の者が集まる施設を管理する事業者や催物を主催する事業者については、特措法に基づく施設の使用制限の要請等に協力するなど感染防止のための措置の徹底に努める。

(8) 市民

平常時には、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など知識の習得に努めるとともに、季節性インフルエンザとしても実施されている手洗い、マスク着用、咳エチケット等の個人でも可能な感染予防策を実践するよう努める。

また、発生時に備えて、食料品・生活必需品等の備蓄に努める。

発生時には、都や市等からの情報に注意し、個人でも可能な感染予防策の実践や、り患が疑われる場合における医療機関の受診ルール等を守り、感染拡大防止に努める。

2 市の実施体制

市は、海外で新型インフルエンザ等の患者の発生が確認された場合などの際は、必要に応じて「立川市危機管理対策会議」を開催し、全庁的な情報の共有化と国内発生に備えた体制の整備等を行う。また、特措法に基づき、政府の新型インフルエンザ等緊急事態宣言(*)（以下「緊急事態宣言」という。）が行われたときは、直ちに市対策本部を設置する。市対策本部は特措法で定められたもののほか立川市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年立川市条例第63号）に基づき、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

また、市対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態措置に関し必要があると認めるときは、都対策本部長に対して必要な要請をする。

なお、政府の緊急事態宣言が行われていない場合でも、市は国内発生早期に市対策本部を設置し、新型インフルエンザ等への対策を積極的に推進していく。

(1) 市対策本部の構成

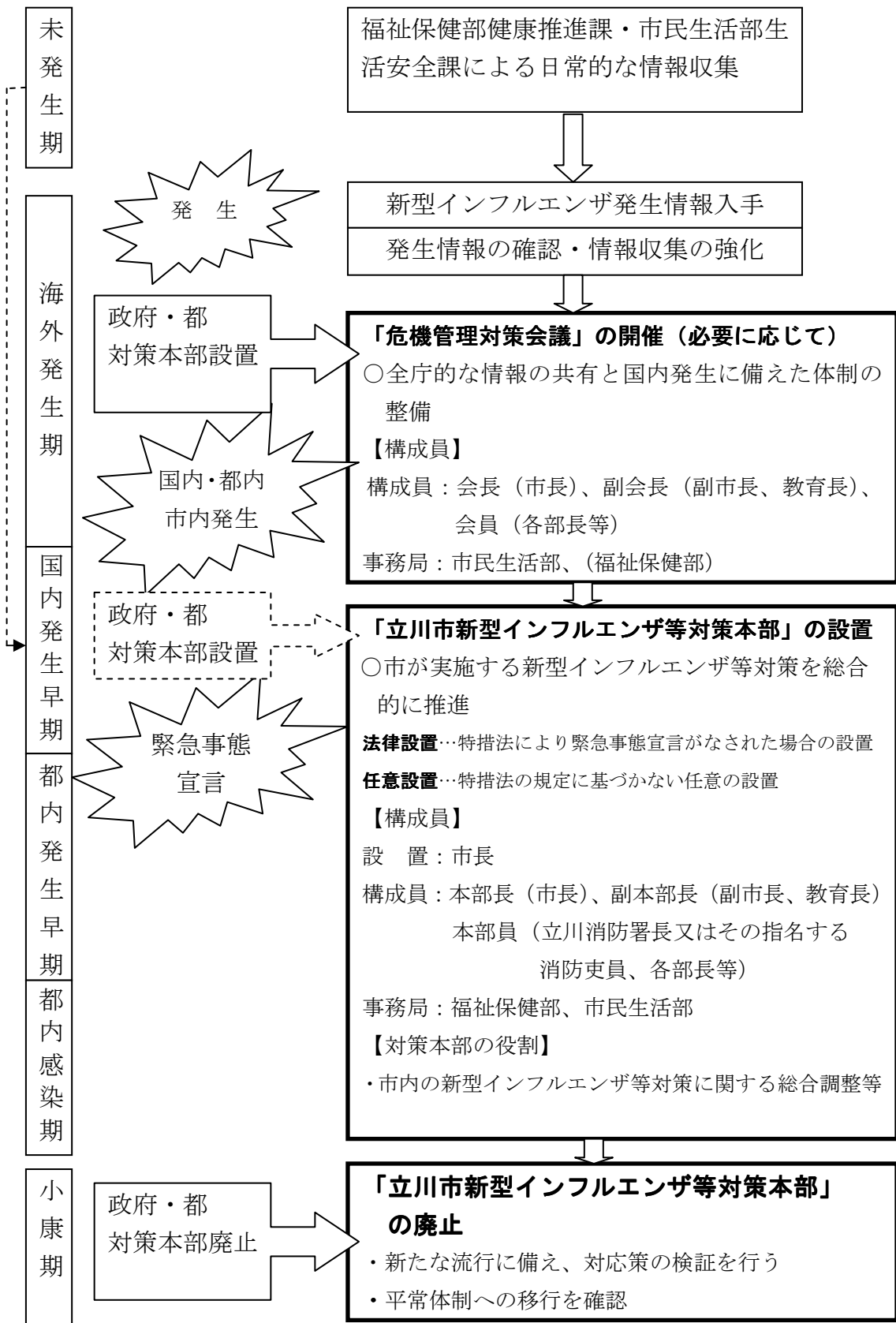
ア 組織及び職員

- 本部長は市長をもって充て、本部の事務を総括する。
- 副本部長は副市長、教育長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。
- 本部員は、各部の部長、会計管理者、議会事務局長、農業委員会事務局長及び立川消防署長又はその指名する消防吏員をもって充てる。
- 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができ、市長が任命する。

イ 市対策本部会議

- 本部長は必要に応じ対策本部の会議を招集する。

＜危機管理体制のイメージ＞



〈新型インフルエンザ等対策本部体制での各部の主な役割〉

部 名	主 な 役 割
総合政策部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集に関すること。 ・ 在日米軍との連絡調整に関すること。 ・ 市民及び事業者への情報提供に関すること。 ・ 報道機関との連絡調整に関すること。
行政管理部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集に関すること。 ・ 職員のり患状況の掌握及び職員への情報提供に関すること。 ・ 職員への予防接種に関すること。 ・ 市民への相談窓口の職員体制に関すること。 ・ 市主催の行事の自粛に関すること。 ・ 公共施設の臨時閉鎖に関すること。 ・ 遺体の一時安置所の設置に関すること。
財務部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等対策に係る予算の確保に関すること。
市民生活部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市対策本部の設置運営に関すること。 ・ 情報収集に関すること。 ・ 庁内での情報共有に関すること。 ・ 市民及び事業者への情報提供及び要請に関すること。 ・ 市民への相談窓口に関すること。 ・ 関係機関との情報共有に関すること。 ・ 市民生活の安全安心に関すること。
産業文化部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集に関すること。 ・ 市内事業者、自治会等への情報提供及び要請に関すること。 ・ 外国人に対する情報提供に関すること。
子ども家庭部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集に関すること。 ・ 乳幼児及び児童並びにその家族への情報提供及び支援に関すること。
福祉保健部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市対策本部の設置運営に関すること。 ・ 情報収集に関すること。 ・ 庁内での情報共有に関すること。 ・ 市民及び事業者への情報提供及び要請に関すること。 ・ 市民への相談窓口に関すること。 ・ 地方公共団体その他の関係機関との連携に関すること。 ・ 医療物資の確保及び活用に関すること。 ・ 医療体制の確保及び運営に関すること。 ・ 職員への予防接種に関すること。

福祉保健部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民への予防接種に関すること。 ・ 高齢者等要配慮者への支援に関すること。 ・ 遺体の一時安置及び埋火葬に関すること。 ・ 要介護者のサービスの維持に関すること。
都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集に関すること。 ・ コミュニティバスへの感染対策に関すること。
環境下水道部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集に関すること。 ・ 市民及び事業者への情報提供及び要請に関すること。 ・ ライフライン体制の維持に関すること。 ・ ごみの排出抑制等に関すること。
教育部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集に関すること。 ・ 児童及び生徒並びにその家族への情報提供及び支援に関すること。 ・ 小中学校の臨時休業等の措置に関すること。 ・ 公共施設の臨時閉鎖に関すること。 ・ 遺体の一時安置所の設置に関すること。

※ 各部（記載のない部を含む）は、本部の指揮により、他部の支援を随時行う。

第3章 対策の基本項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等への対策の2つの目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」及び「市民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するため、(1) 情報収集・提供、(2) 市民相談、(3) 感染拡大防止、(4) 予防接種、(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保の5つの基本項目に分けて、具体的な対策を定める。

1 情報収集・提供

市は新型インフルエンザ等に関する情報を、国や都その他関係機関等から収集し、市民及び関係機関等へ各発生段階に応じて適切に提供する。また、わかりやすい情報提供に努め、情報の共有を図ることで、市民及び関係機関等が十分な情報をもとに、適切な判断・行動がとれるよう促す。

(1) 情報提供手段

市民の情報を受取る媒体や情報の受取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取り手に応じた情報提供のため、広報やちらし、ホームページなどを用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

(2) 市民への情報提供

ア 平常時の普及啓発

未発生期から、新型インフルエンザ等についての正しい知識と適切な予防策について周知を図り、市民が感染予防策について理解をするよう努める。

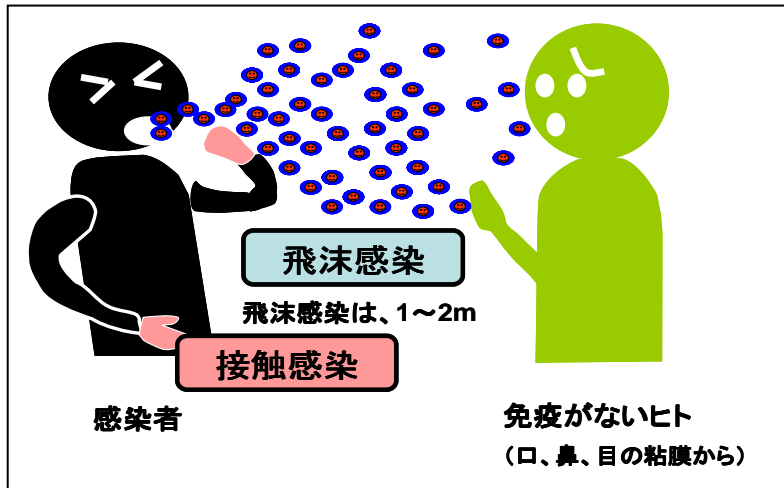
イ 発生時の情報提供

新型インフルエンザ等が発生した際は、特に発生初期における患者への誹謗中傷、感染が確認された地域への風評被害が起きないように十分留意し、市内における感染状況、予防策及び発生段階に応じた適切な医療機関の受診等について、迅速に情報提供する。

また、市内に在住又は滞在する外国人に対しては、関係団体などの協力を得て、情報提供する。

<感染予防策>

新型インフルエンザの感染経路は、「飛沫感染（★1）」と「接触感染（★2）」であり、その予防には手洗いや咳エチケットなどが有効な対策である。



（★1）飛沫感染：

感染した人が咳やくしゃみをするすることで、排泄するウイルスを含む飛沫（5ミクロン以上の水滴）が飛散し、これを鼻や口から吸い込み、ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することで感染する経路を指す。

（★2）接触感染：

皮膚と粘膜・傷口の直接的な接触あるいは中間物を介する間接的な接触による感染する経路を指す。

<咳エチケットについて>

○咳・くしゃみが出る時は、他の人にうつさないためにマスクを着用しましょう。マスクを持っていない場合は、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけて1 m以上離れましょう。

○鼻汁・痰などを含んだティッシュはすぐにゴミ箱に捨てましょう。

○咳をしている人にマスクの着用をお願いします。

※咳エチケット用のマスクは、薬局やコンビニエンスストア等で市販されている不織布（ふしょくふ）製マスクの使用が推奨されます。

※マスクの装着は説明書をよく読んで、正しく着用しましょう。

出典：「平成26年度 今冬のインフルエンザ総合対策について」
(厚生労働省ホームページ)

(3) 報道発表

新型インフルエンザ等の発生時には、各部署における情報を市対策本部においてとりまとめ、情報を集約し、一元的に管理する。

なお、公表する情報については、国や都に準ずるが、立川市個人情報保護条例（平成元年立川市条例第 55 号）に基づく個人情報の観点から、個人が特定されないよう留意する。

(4) 医療機関等

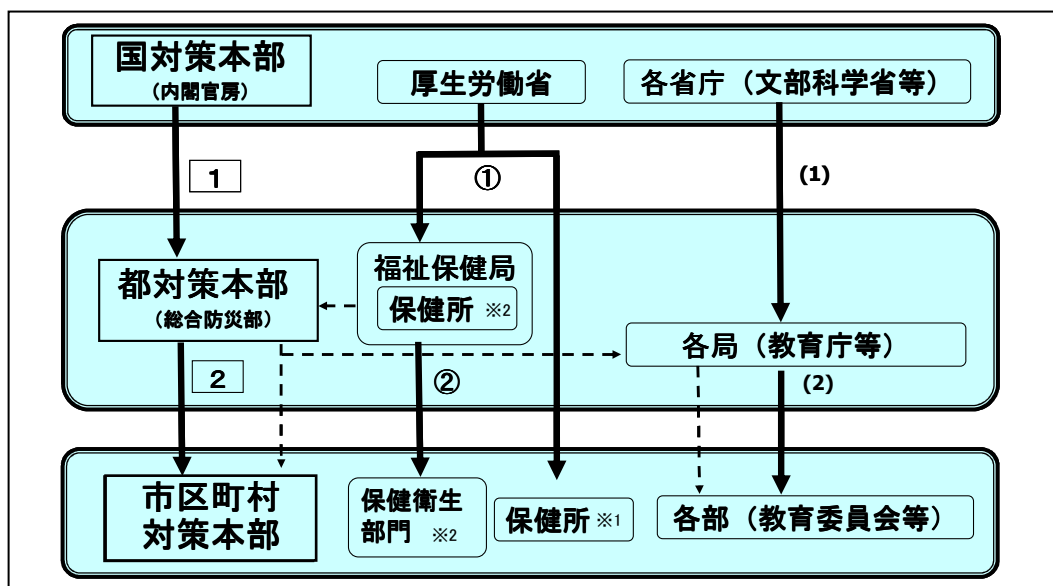
新型インフルエンザ等対策の実施においては、特に医療機関等との連携が重要であるため、平常時から、医師会等との情報の共有化を図り、発生時に備えた協力体制づくりを進める。

(5) 関係機関等との情報共有

指定（地方）公共機関等の関係機関とは、新型インフルエンザ等対策の実施にあたって相互に連携協力する必要があることから、平常時から情報の共有化を図り、発生時に緊密な連携がとれる準備を進める。

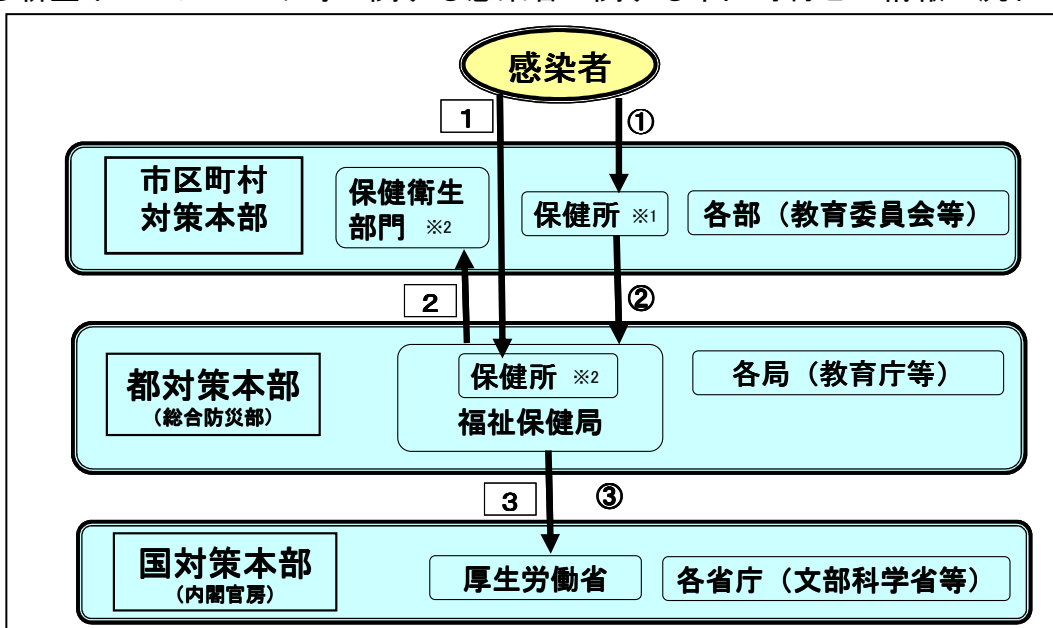
【参考】

○新型インフルエンザ等に関する国から市区町村への情報の流れ（国の通知等）



- ※1 保健所設置市（特別区、八王子市及び町田市）
- ※2 ※1以外の市町村
- 1→2 内閣官房からの情報の流れ
- ①→② 厚生労働省からの情報の流れ
- (1)→(2) その他の省庁からの情報の流れ
-▶ 重要な情報は、必要に応じて複数ルートで情報提供

○新型インフルエンザ等に関する感染者に関する市区町村との情報の流れ



- 1→2 保健所設置市以外の市町村の感染者に関する情報の流れ
- ①→② 保健所設置市の感染者に関する情報の流れ

2 市民相談

新型インフルエンザ等の発生時には、新型インフルエンザ等の発生による市民の不安を解消し、適切な感染予防策を促すため、国等から得られた最新の情報や医療機関への受診方法など各種相談に対応する相談体制を整える。

(1) 相談窓口及び相談体制の整備

市民等からの一般的な質問には、コールセンター等を開設し主に対処を行うが、この場合、保健所に開設される「新型インフルエンザ相談センター」と連携しながら対応をしていく。

都内発生早期から都内感染期にかけては、問い合わせが集中するため、国等から配布される新型インフルエンザ等に関する質疑応答集などを活用し、市の各部においても、一般的な問い合わせに対応する。また、国や都の各部門から提供された情報に伴う所管施設等からの相談については、各部門が主体となり適切に対応していく。

特に、国が都内を対象区域として、緊急事態宣言を行った場合には、特措法に基づき、都知事による外出自粛の要請や事業者に対する施設の使用制限などを要請・指示される場合がある。この場合、市における施設の閉鎖や各種のイベント等の休止・中止もなされることがあるため、これらへの問い合わせと同時に、新型インフルエンザ等に関する一般的な問い合わせにも対応できるよう体制を整備する。

3 感染拡大防止

新型インフルエンザ等の感染拡大防止策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備のための時間を確保し、また、流行のピーク時の患者数等を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることを目的とする。

(1) 市民への対策

市民に対し、国内発生早期の段階から、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避けること等の基本的な感染予防策を実践するよう促す。

また、特措法に基づき、都が必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請を行った場合には、迅速に周知徹底を図る。

(2) 学校等における対応

ア 小・中学校

新型インフルエンザ等の疑い又は患していると診断された児童・生徒への対応については、市教育委員会や校医との連携により、管轄保健所の指示による病院への搬送、接触者の健康管理、校内の消毒等に努めるとともに、児童・生徒へのマスク着用、咳エチケット、手洗い等、感染拡大防止に努める。

集団発生がみられた場合は、保健所に報告を行うとともに、発症者の状況確認、児童・生徒の健康観察、臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖及び休校）などの措置を講じる。

同じ地域や地域内の学校での流行が確認された場合は、学校内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、学校行事の自粛及び臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を講じる。

これらの対応は、基本的対処方針（*）や都からの要請に基づき実施する。

イ 学童保育所

新型インフルエンザ等の疑い又は患していると診断された児童への対応については、医師との連携により、管轄保健所の指示による病院への搬送、接触者の健康管理、施設内の消毒等に努めるとともに、児童へのマスク着用、咳エチケット、手洗い等、感染拡大防止に努める。

集団発生がみられた場合は、発症者の状況確認、児童・生徒の健康観察、臨時休所などの措置を講じる。

同じ地域や地域内の流行が確認された場合は、施設内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、行事の自粛及び臨時休所を行うなどの感染拡大防止策を講じる。

これらの対応は、基本的対処方針や都からの要請に基づき実施する。

ウ 保育園

新型インフルエンザ等の疑い又は患していると診断された園児への対応については、園医との連携により、管轄保健所の指示による病院への搬送、接触者の健康管理、園内の消毒等に努めるとともに、園児へのマスク着用、咳エチケット、手洗い等、感染拡大防止に努める。

集団発生がみられた場合は、保健所に報告を行うとともに、発症者の状況確認、園児の健康観察、臨時休園などの措置を講じる。

同じ地域や地域内の保育園での流行が確認された場合は、園内での発

生の有無にかかわらず、必要に応じ、行事の自粛及び臨時休園を行うなどの感染拡大防止策を講じる。

これらの対応は、基本的対処方針や都からの要請に基づき実施する。

エ その他公共施設

市は、児童館や福社会館などの公共施設についても、新型インフルエンザ等について利用者への情報提供を行い、施設職員等の感染予防策の励行等の健康管理、当該感染症の症状がある者の出勤制限や施設利用制限、受診勧奨、臨時休館等の感染防止対策を、基本的対処方針や都からの要請等に基づき実施する。

4 予防接種

ワクチンの接種は、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にすることにつながる。特措法では、特定接種と住民接種の2種類の予防接種を定めている。

(1) ワクチン

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、ウイルス株や製造時期が異なる「プレパンデミックワクチン」と「パンデミックワクチン」の2種類がある。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

ア 「プレパンデミックワクチン」について

鳥インフルエンザウイルスをもとにすでに製造されているワクチン。ウイルス株や製造時期が異なるワクチンが製造・備蓄されている。ただし、新型インフルエンザ用のワクチンではないため、流行前の時点でその有効性の評価を定めることはできない。

イ 「パンデミックワクチン」について

新型インフルエンザ発生後に、新型インフルエンザウイルスをもとに製造したワクチン。ワクチンの供給については、国がワクチン製造販売業者・販売業者及び卸業者や都道府県と連携して行う。

(2) 特定接種

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。原則として集団的接種で実施する。

特定接種の対象者は、次のとおりであり、ウについては、市職員を対象とする場合、市が実施主体となる。

特定接種の対象者

ア 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

イ 新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる国家公務員

ウ 新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる地方公務員

(3) 住民接種

住民に対する予防接種は、国が決定した接種順位等（4つの群に分類されており、発生状況により接種順位を国が決定する。）に従い市が実施主体となり、原則として集団的接種により接種を実施する。このため、接種が円滑に行えるよう国、都、医師会等の協力を得て、接種体制を構築する。

緊急事態宣言が行われた場合については、特措法第 46 条に基づき予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 6 条第 1 項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行う。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第 6 条第 3 項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行う。

なお、特定接種又は緊急事態宣言時における住民接種を行うため必要があると認めるときは、都に対し、医療関係者に対して必要な協力の要請又は指示を行うよう求めることができる。

【参考】

政府行動計画等の接種対象者の4群

①医学的ハイ リスク者	・基礎疾患を有する者（基礎疾患は国が基準を示す） ・妊婦
②小児	・1歳以上の小児 ・1歳未満の小児の保護者 ・身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者
③成人及び 若年者	・当該市区町村に居住する住民のうち、①医学的ハイリスク者、②小児、④高齢者の群に分類されない者が該当
④高齢者	・65歳以上の者

5 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等は、多くの市民が患い、各地域での流行が約8週間程度続くと言われており、市民生活及び経済活動に大きな影響を及ぼすおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等の発生時に、市民生活及び経済活動への影響が最小限となるよう、市、医療機関等、事業者及び市民は、発生前から十分に準備をし、発生時には互いに協力し、この危機を乗り越えることが重要である。

(1) 市民生活の安定の確保

ア 食料・生活必需品の個人備蓄

新型インフルエンザ等の流行により、さまざまな物資の生産、流通に影響が出ることが予想される。このため、市民に対して最低限の食料品・生活必需品等の備蓄を呼び掛ける。

また、緊急事態宣言がなされた場合には、市民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たって、買占めを行わないよう、消費者としての適切な行動を呼び掛ける。

イ ごみの排出抑制

職員等のり患等により平常時のごみ処理の維持が困難となった場合は、市はごみの収集回数や処理について状況を把握し、都と協力して市民及び事業者にごみの排出抑制への協力を要請する。

ウ 市民の安全・安心の確保

市民の暮らしの安全・安心を守る要となる警察署、消防署に地域の防犯・防災機能の確保を要請する。また、地域住民団体等に対し、警察署、消防署の指導のもとでの防犯・防災活動の協力を呼び掛ける。

エ 市の物資及び資材の確保

国の緊急事態宣言が行われた場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するうえで、市の備蓄する物資又は資材が不足し、的確かつ迅速な対応が困難であると認められる場合には、都知事に対し、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請する。

オ 行政手続上の申請期限の延長

特措法により、新型インフルエンザ等の発生時において、過去の大規模災害発生時のように、運転免許等の申請期限の延長の特例が可能となった。特例措置が実施された場合は、国の政令等を迅速に分かりやすく周知するとともに、必要に応じて同様の措置を実施する。

(2) 要配慮者（＊）等への生活支援

新型インフルエンザ等のまん延により、高齢者世帯・障害者世帯等の要配慮者は孤立化し、生活に支障をきたす恐れが生じる。日頃から支援が必要な要配慮者について、関係部署が連携して対象者を把握し、まん延時の支援につなげていく。

要配慮者への生活支援は、介護支援事業者や障害福祉サービス事業等の訪問介護をはじめ、関係団体、地域団体、小売店及び運送業者への協力依頼によって行う。

また、在宅で療養する新型インフルエンザ等のり患患者への支援についても、支援体制の整備を図り、発生時には国及び都と連携し、見回り、食事の提供、医療機関への移送等の支援を行う。

(3) 遺体に対する適切な対応

多数の死亡者が発生した場合、遺体に対する適切な対応を行う必要があることから、遺族の意向や個人情報保護の保護に留意するとともに、感染を予防するための手袋やマスク等の必要性について、遺族への理解を得るよう努める。

市が発行する「埋火葬許可証」については、「一類感染症等」を明記するとともに、迅速に発行できるようにする。申請に時間がかかり、公衆衛

生上の問題が生じる場合は、特措法第 56 条の規定に基づき「死亡診断書」により、迅速に埋火葬する特例措置を実施する。

(4) 市業務の継続

ア 業務継続計画の整備及び物資等の備蓄

新型インフルエンザ等の発生に備え、市の各種事業の継続ができるよう、業務継続計画（BCP）の見直し、整備を行う。

また、新型インフルエンザ等への対策のため、マスクその他必要な物資、機材の備蓄を行う。

イ 市業務の継続

新型インフルエンザ等が発生した場合には、限られた人員で市政を継続するため、あらかじめ策定した業務継続計画（BCP）に基づき、平常時における訓練や研修を通じて準備を進めておく必要がある。

特に、感染拡大防止に直結する業務やライフライン機能である、ごみ処理事業及び下水道事業については、要員を確保するなど、市内の応援体制を整備し、業務を継続する。

第4章 各段階における対策

1 未発生期

＜状態＞

- 新型インフルエンザ等が発生していない状態
- 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況

＜目的＞

- 1 発生に備えて体制の整備を行い、発生時の対応の周知を図る。

＜対策の考え方＞

- 1 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から、本行動計画等を踏まえ、都や近隣自治体、関係機関等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- 2 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民及び事業者の共通認識を図るため、継続的な情報提供を行う。

(1) 情報収集・提供

【情報収集】

- ・ 国及び都等から新型インフルエンザ等に関する情報収集を行う。
[福祉保健部、市民生活部]

【情報提供】

ア 市民への情報提供

- ・ 新型インフルエンザ等について、基礎的知識やマスク着用、せきエチケット、手洗い等の一般的な予防、そして家庭での備蓄等について、市報、ホームページ等により市民へ情報提供する。

また、発生時に備えて、ちらし、防災無線などのほか、自治会回覧、ケーブルテレビ、ラジオ、臨時市報等様々な広報手段を用いた各段階毎の情報提供方法を整備する。

また、情報入手が困難なことが予想される方に対して、情報提供の方法を検討する。

[福祉保健部、総合政策部、市民生活部、産業文化部]

イ 関係機関への情報提供

- ・ 医師会等関係機関と新型インフルエンザ等の情報の共有を図るとともに、市の対策についての周知を行い、本行動計画への理解と協力を求める。
[福祉保健部、市民生活部]

(2) 市民相談

【相談窓口体制】

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時に、市民からの相談に応じる相談窓口について、発生段階に応じた全庁的な体制を検討し、整備を図る。
[福祉保健部]

(3) 感染拡大防止

【感染予防策】

- ・ 市民に対し、マスクの着用、咳エチケット、手洗い等の感染予防策等について周知を行う。
[福祉保健部]

(4) 予防接種

【特定接種】

- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員への接種体制の構築を図る。
[福祉保健部、行政管理部]
- ・ 国からの協力依頼に基づき、国が実施する登録事業者の登録について協力する。
[福祉保健部]

【住民接種】

- ・ 速やかに接種を行うことができるよう、医師会等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について検討する。
[福祉保健部、教育部]
- ・ 円滑な接種の実施のために、あらかじめ市区町村間で広域的な協定を締結するなど、立川市以外の市区町村における接種を可能にするように努める。
[福祉保健部]

(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保

【市民生活の安定の確保】

- ・ 市民に対して最低限の食料品・生活必需品等の備蓄について普及啓発する。
[福祉保健部]

【要配慮者への生活支援】

- ・ 高齢者、障害者等の要配慮者について、対象者の基準や把握方法を整備する。また、要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、協力を依頼する事業者・団体等、依頼方法、必要物資の確保、支援の方法等の具体的手続きを検討する。
[福祉保健部]

【火葬体制の整備】

- ・ 火葬場の火葬能力や一時遺体安置所を把握・検討する。また、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。
[福祉保健部、市民生活部、行政管理部、教育部]

【市業務の継続】

- ・ 市役所の業務継続ができるよう、業務継続計画（BCP）の見直し、整備を行い、新型インフルエンザ等への対策のための物資、機材の備蓄を行う。
[福祉保健部、市民生活部]

2 海外発生期

＜状態＞

- 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
- 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態
- 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況

＜目的＞

- 1 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、都内発生の遅延と早期発見に努める。
- 2 都内発生に備えて体制の整備を行う。

＜対策の考え方＞

- 1 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、病原性・感染力等が高い場合を想定して、対応する。
- 2 対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 3 海外での発生状況について注意喚起するとともに、市内発生に備え、市内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行う。

(1) 情報収集・提供

【情報収集】

- ・ 国及び都、マスコミ報道等により、海外での新型インフルエンザ等の発生状況などに関する情報収集を行う。
[福祉保健部、市民生活部]
- ・ 国が在日米軍に対して行う、感染拡大防止に関する要請についての情報を収集する。
[総合政策部、市民生活部]
- ・ 発生の状況に応じて危機管理対策会議を開催し、全庁的な情報の共有と国内発生に備えた体制整備を図る。
[市民生活部、福祉保健部、各部]

【情報提供】

ア 市民への情報提供

- ・ 新型インフルエンザ等の基本的知識、海外の発生状況、感染予防策などについて、広報や市ホームページ等を用いて市民に周知する。
また、併せて新型インフルエンザ等に感染したことが疑われる場合に医療機関を受診する際の手順（まず、保健所に設置される新型インフルエンザ相

談センターに電話相談を行い、相談センターの指示や助言に従い、新型インフルエンザ専門外来を受診すること。)等についても周知する。

[福祉保健部、総合政策部、市民生活部]

- ・ 市内小中学校、幼稚園、保育園等を通じ、児童・生徒等及びその家族に対し、新型インフルエンザに関する情報提供を行う。

[教育部、子ども家庭部]

- ・ 情報入手が困難なことが予想される外国人や障害者、高齢者等に対しても、受け取り手に配慮した情報提供を行う。

[福祉保健部、産業文化部、総合政策部]

- ・ 国内及び都内での発生・流行に備え、庁用車や防災無線、JR立川駅前の大型ビジョン等、より積極的に効果的な方法による市民への情報提供の準備を行う。

[市民生活部、総合政策部]

イ 関係機関への情報提供

- ・ 医師会等関係機関と迅速に情報の共有を行うとともに、国内発生に備えた協力を依頼する。

[福祉保健部]

- ・ 国及び都と連携し、高齢者施設等の社会福祉施設や在宅療養サービス提供者に対して、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。

[福祉保健部]

- ・ 必要に応じて、立川市生活環境安全確保会議と立川市健康危機連絡会議に対して、国内発生時の市対策本部体制について、情報共有を図る。

[市民生活部、福祉保健部]

(2) 市民相談

【相談窓口体制】

- ・ 国からの要請に基づいて、市民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター等を設置し、適切な情報提供を行う。

この場合、保健所に開設される新型インフルエンザ相談センターと連携をしながら相談対応を実施する。

[福祉保健部]

(3) 感染拡大防止

【感染予防策】

- ・ 引き続き、市民に対し、マスクの着用、咳エチケット、手洗い等の基本的な感染予防策の周知を行う。

[福祉保健部]

- ・ 小中学校、幼稚園、保育園、児童館、学童保育所等でのマスクの着用、咳エチケット、手洗い等の基本的な感染予防策の周知など感染拡大予防策の徹底を呼びかける。また、市職員に対しても同様に、感染拡大予防策の徹底を図る。
[福祉保健部、教育部、子ども家庭部、行政管理部]

(4) 予防接種

【特定接種】

- ・ 国、都及び医師会等と連携し、特定接種が実施される場合に備えるとともに、特措法第28条に基づき、政府対策本部の基本的対処方針によって、市職員に対する接種が決定された場合、厚生労働省からの指示により、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員について、集団的接種を基本に本人の同意を得て特定接種を行う。
[福祉保健部、行政管理部]

【住民接種】

- ・ 国、都及び医師会等と連携し、接種体制の準備を行う。この場合、事前に取り決めた接種方法（接種場所や人員確保など）に基づき、円滑に接種できるよう準備を進める。
[福祉保健部]

(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保

【要配慮者への生活支援】

- ・ 高齢者、障害者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、具体的手続きを整備する。
[福祉保健部]

【火葬体制の整備】

- ・ 火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備を行う。
[福祉保健部、市民生活部、行政管理部、教育部]

3 国内発生早期（都内未発生）

＜状態＞

- 東京都以外のいずれかの道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態（都内では新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）

＜目的＞

- 1 都内発生に備えて体制の整備を行う。
- 2 新型インフルエンザ等の発生に係る情報提供を行う。

＜対策の考え方＞

- 1 都（市）内での発生に備え、国内での感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。
- 2 医療体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- 3 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整い次第、実施する。

（1） 情報収集・提供

【情報収集】

- ・ 国及び都、マスコミ報道等を通じて、国内での新型インフルエンザ等の発生状況などに関する情報収集を行う。
[福祉保健部、市民生活部]
- ・ 国の緊急事態宣言が行われていない場合でも、市対策本部を立ち上げ、本部会議の開催により、都内発生早期・都内感染期に備えた全庁的な情報共有や体制整備を図る。
[福祉保健部、市民生活部]

【情報提供】

ア 市民への情報提供

- ・ 新型インフルエンザ等の基礎的知識、発生状況や感染予防策など最新情報を市民に情報提供する。また、併せて新型インフルエンザ等に感染したことが疑われる場合に医療機関を受診する際の手順（まず、保健所に設置される新型インフルエンザ相談センターに電話相談を行い、相談センターの指示や助言に従い、新型インフルエンザ専門外来を受診すること。）等についても周知する。
[福祉保健部、総合政策部、市民生活部]
- ・ 引き続き、市内小中学校、幼稚園、保育園等を通じ、児童・生徒等及びその家族に対し、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。
[教育部、子ども家庭部]

- ・ 引き続き、情報入手が困難なことが予想される外国人や障害者、高齢者等に対して、受け取り手に配慮した情報提供を行う。
[福祉保健部、産業文化部、総合政策部]
- ・ 都内での発生・流行に備え、庁用車や防災無線、JR立川駅前の大型ビジョン等、より積極的で効果的な方法による市民への情報提供の方法を準備し、実施していく。
[市民生活部、総合政策部]

イ 関係機関への情報提供

- ・ 医師会等関係機関と迅速に情報の共有を行うとともに、都内発生に備えた協力を依頼する。
[福祉保健部]
- ・ 引き続き、高齢者施設等の社会福祉施設や在宅療養サービス提供者に対して、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。
[福祉保健部]

(2) 市民相談

【相談窓口体制】

- ・ 引き続き、保健所が開設する新型インフルエンザ相談センターと連携をしながら、コールセンター等による適切な相談対応を行う。
[福祉保健部、行政管理部]
- ・ 国から配布されるQ&Aの改訂版等を受けて対応し、窓口相談等による適切な情報提供体制の充実・強化を行う。
[福祉保健部]
- ・ 健康相談以外の様々な相談に対応するため、全庁的なFAQ（よくある質問とその回答）を作成する準備を行う。
[福祉保健部、市民生活部、各部]

(3) 感染拡大防止

【感染予防策】

- ・ 市民に対し、マスクの着用、咳エチケット、手洗い等の感染予防策の徹底を図るよう呼びかける。
[福祉保健部]
- ・ 小中学校、幼稚園、保育園、児童館、学童保育所、高齢者施設等の社会福祉施設等に対しマスクの着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の感染予防を徹底するよう呼びかける。
[教育部、子ども家庭部、福祉保健部]

【感染拡大防止策】

- ・ 在日米軍及び国に対し、横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会を通じて、感染拡大防止の徹底と情報の速やかな提供を要請する。

[総合政策部]

(4) 予防接種

【特定接種】

- ・ 市職員の対象者に対して接種が必要な場合は、国、都及び医師会等と連携し、特措法第28条に基づく特定接種を継続する。

[福祉保健部、行政管理部]

【住民接種】

- ・ 有効なワクチンが供給され次第、国が決定した接種順位等に従い、予防接種法第6条3項に基づき、臨時の予防接種（新臨時接種）を開始する。原則として、市民を対象に集団的接種を行う。

[福祉保健部]

●緊急事態宣言がなされた場合

【住民接種】

- ・ 有効なワクチンが供給され次第、国が決定した接種順位等に従い、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種（臨時接種）として住民接種を開始する。原則として、市民を対象に集団的接種を行う。

[福祉保健部]

(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保

【要配慮者への生活支援】

- ・ 新型インフルエンザ等の国内発生後、発生が確認されたことを高齢者、障害者等の要配慮者や協力者に連絡する。

[福祉保健部]

- ・ 高齢者や障害者等の要配慮者への支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、対象世帯の把握とともにその対応について、都内感染期に備えた準備を進める。

[福祉保健部]

【在宅り患患者への支援準備】

- ・ 市内での感染がまん延した場合に備えて、在宅で療養するり患患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応についての検討及び準備を行う。なお、この支援等の対応については、国及び都と連携して実施する。

[福祉保健部]

【火葬体制の整備】

- ・ 遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、一時遺体安置所の運用の準備を行う。

[福祉保健部、市民生活部、行政管理部、教育部]

【市業務の継続】

- ・ 下水道事業を継続して行う。

[環境下水道部]

- ・ ごみ処理事業を継続して行う。

[環境下水道部]

●緊急事態宣言がなされた場合

【生活関連物資等の価格の安定等】

- ・ 生活関連物資の価格高騰や買占め及び売り惜しみが生じないよう、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて適切な行動を呼びかける。

[総合政策部、市民生活部]

4 都内発生早期

＜状態＞

- 都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

＜目的＞

- 1 都（市）内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

＜対策の考え方＞

- 1 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。都（市）内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が都内を対象区域として緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染拡大防止策等をとる。
- 2 医療体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- 3 都内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、国内での情報をできるだけ収集する。
- 4 都内感染期への移行に備えて、医療提供体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 5 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整い次第、実施する。

（１） 情報収集・提供

【情報収集】

- ・ 国及び都、マスコミ報道等を通じて、国内及び都内の新型インフルエンザ等の発生状況などに関する情報収集を行う。
[福祉保健部、市民生活部]
- ・ 保育園、小中学校等の子ども関連施設等から発生状況の情報を収集する。
[福祉保健部、市民生活部、子ども家庭部、教育部]
- ・ 引き続き、市対策本部会議を開催し、都内感染期に備えた全庁的な情報共有や体制整備、対策方針の決定を行う。
[福祉保健部、市民生活部]

【情報提供】

ア 市民への情報提供

- ・ 新型インフルエンザ等の発生状況や感染予防策、相談体制、受診方法など最新情報を市民に情報提供する。
[福祉保健部、総合政策部、市民生活部]

- ・ 引き続き、市内小中学校、幼稚園、保育園等を通じ、児童・生徒等及びその家族に対し、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。
[教育部、子ども家庭部]
- ・ 引き続き、情報入手が困難なことが予想される外国人や障害者、高齢者等に対して、受け取り手に配慮した情報提供を行う。
[福祉保健部、産業文化部、総合政策部]
- ・ 引き続き、庁用車や防災無線、JR立川駅前の大型ビジョン等、より積極的に効果的な方法による市民への情報提供を実施する。
[市民生活部、総合政策部]

イ 関係機関への情報提供

- ・ 医師会等関係機関と迅速に情報の共有を行うとともに、都内発生の対応及び都内感染期に備えた協力を依頼する。
[福祉保健部]
- ・ 高齢者施設等の社会福祉施設や在宅療養サービス提供者、その他の関係機関に対して、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。
[福祉保健部]

(2) 市民相談

【相談窓口体制】

- ・ 引き続き、保健所が開設する新型インフルエンザ相談センターと連携をしながら、コールセンター等による適切な相談対応を行う。
[福祉保健部]
- ・ 国から配布されるQ&Aの改訂版等を受けて対応し、窓口相談等による適切な情報提供体制の強化を図る。
[福祉保健部]
- ・ 健康相談以外の様々な相談に対応するため、各部に寄せられた相談内容を共有し、相談の多い窓口一覧を作成するとともに、FAQ（よくある質問とその回答）により対応できるものについて、ホームページに公表するなど、必要な対策を講じる。
[福祉保健部、市民生活部、各部]

(3) 感染拡大防止

【感染拡大防止策】

- ・ 市民に対し、マスクの着用、咳エチケット、手洗い等の感染予防策の徹底と不要な外出を控えるよう呼びかける。
[福祉保健部]

- ・ 小中学校においては、マスクの着用、咳エチケット、手洗いの徹底等により新型インフルエンザ等の感染拡大防止に努める。国の基本的対処方針や都からの要請等がなされた場合は、必要に応じて学校行事の自粛及び臨時休業を行う。

[教育部]

- ・ 幼稚園、保育園、児童館、学童保育所においては、マスクの着用、咳エチケット、手洗いの徹底等により新型インフルエンザ等の感染拡大防止に努める。国の基本的対処方針や都からの要請等がなされた場合は、必要に応じて行事の自粛及び臨時休業を行う。

[子ども家庭部]

- ・ 福祉会館などの社会福祉施設等については、利用者及び施設職員等の感染予防策の励行等の健康管理、当該感染症の症状がある者の出勤制限や施設利用制限、受診勧奨、臨時休館等の感染防止対策を、国の基本的対処方針や都からの要請等に基づき実施する。

[福祉保健部]

- ・ 市の施設及び市が主催する行事において、咳エチケットの励行等の感染拡大防止策を実施する。また、率先して、発熱等の症状がある人の利用制限、マスク着用の徹底、施設の使用や催物の開催制限や休止を行う。この場合、施設の利用方法や催物の変更内容の周知を徹底し、一部のサービスが低下することの理解と協力を依頼する。

[各部]

(4) 予防接種

【特定接種】

- ・ 引き続き、市職員の対象者に対して接種が必要な場合は、国、都及び医師会等と連携し特措法 28 条に基づく特定接種を継続する。

[福祉保健部、行政管理部]

【住民接種】

- ・ 有効なワクチンが供給され次第、国が決定した接種順位等に従い、予防接種法第 6 条 3 項に基づき、臨時の予防接種（新臨時接種）を継続する。原則として、市民を対象に集団的接種を行う。

[福祉保健部]

●緊急事態宣言がなされた場合

【住民接種】

- ・ 有効なワクチンが供給され次第、国が決定した接種順位等に従い、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種（臨時接種）として住民接種を継続する。原則として、市民を対象に集団的接種を行う。

[福祉保健部]

(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保

【要配慮者への生活支援】

- ・ 引き続き、高齢者や障害者等の要配慮者への支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、対象世帯の把握とともにその対応について、都内感染期に備えた準備を進める。

[福祉保健部]

【在宅り患患者への支援準備】

- ・ 引き続き、市内での感染がまん延した場合に備えて、在宅で療養するり患患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡したり患患者への対応についての検討及び準備を行う。なお、この支援等の対応については、国及び都と連携して実施する。

[福祉保健部]

【火葬体制の整備】

- ・ 引き続き、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、一時遺体安置所の運用の準備を行う。

[福祉保健部、市民生活部、行政管理部、教育部]

【市業務の継続】

- ・ 要員確保を図りながら下水道事業及びごみ処理事業を維持する。
[環境下水道部]
- ・ 通常のごみ収集回数の維持が困難になる事態に備え、市民や事業者にごみの排出抑制と感染が疑われるごみの適切な排出の要請を行う。
[環境下水道部、総合政策部]
- ・ ごみの処理状況の調査を行う。
[環境下水道部]

●緊急事態宣言がなされた場合

【生活関連物資等の価格の安定等】

- ・ 生活関連物資の価格高騰や買占め及び売り惜しみが生じないように、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて適切な行動を呼びかける。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

[総合政策部、市民生活部]

5 都内感染期

<状態>

- 都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態

<目的>

- 1 健康被害を最小限に抑える。
- 2 市民生活及び経済活動への影響を最小限に抑える。

<対策の考え方>

- 1 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、都内発生早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は引き続き実施する。
- 2 状況に応じた医療提供体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、市民一人ひとりがとるべき行動について理解できるように、積極的な情報提供を行う。
- 3 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・経済活動の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動ができる限り継続する。
- 4 入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するため、住民接種については、体制が整い次第速やかに実施する。
- 5 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 情報収集・提供

【情報収集】

- ・ 国及び都、マスコミ報道等を通じて、国内及び都内の新型インフルエンザ等の発生状況や市内の受診状況及び医療提供体制などに関する情報収集を行う。

[福祉保健部、市民生活部]

- ・ 引き続き、学校、施設等から発生状況の情報を収集する。

[福祉保健部、市民生活部、子ども家庭部、教育部]

- ・ 引き続き、市対策本部会議を開催し、全庁的な情報共有や対策方針の決定を行う。

[福祉保健部、市民生活部]

【情報提供】

ア 市民への情報提供

- ・ 新型インフルエンザ等の発生状況や感染予防策、相談窓口など最新情報を

市民に情報提供し、パニック等の防止を図る。

また、都内感染期においては、新型インフルエンザ等の診療を内科や小児科など通常の感染症診療を行うすべての医療機関で担うことになるので、患者は新型インフルエンザ相談センターを介さず、直接受診することを市民に周知する。この際、重症患者受け入れ可能医療機関の機能を確保するため、外来診療についてはかかりつけ医への受診を促すなど協力を要請する。

[福祉保健部、総合政策部、市民生活部]

- ・ 市内小中学校、幼稚園、保育園等の児童・生徒等及びその家族に対し、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。

[教育部、子ども家庭部]

- ・ 引き続き、情報入手が困難なことが予想される外国人や障害者、高齢者等に対して、受け取り手に配慮した情報提供を行う。

[福祉保健部、産業文化部、総合政策部]

- ・ 引き続き、庁用車や防災無線、JR立川駅前の大型ビジョン等、より積極的に効果的な方法による市民への情報提供を実施する。

[市民生活部、総合政策部]

イ 関係機関への情報提供

- ・ 医師会等関係機関と都内感染期への移行、入院医療体制の転換など新たな対応について、迅速に情報の共有を行う。

[福祉保健部]

- ・ 引き続き、高齢者施設等の社会福祉施設や在宅療養サービス提供者、その他の関係機関に対して、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。

[福祉保健部]

(2) 市民相談

【相談窓口体制】

- ・ 引き続き、保健所が開設する新型インフルエンザ相談センターと連携をしながら、コールセンター等による適切な相談対応を行う。

[福祉保健部]

- ・ 引き続き、健康相談以外の様々な相談に対応するため、各部に寄せられた相談内容を共有し、相談の多い窓口一覧を作成するとともに、FAQ（よくある質問とその回答）により対応できるものについて、ホームページに公表するなど、必要な対策を講じる。

[福祉保健部、市民生活部、各部]

(3) 感染拡大防止

【感染拡大防止策】

- ・ 引き続き、市民に対し、マスクの着用、咳エチケット、手洗い等の感染予防策の徹底と不要な外出を控えるよう呼びかける。

[福祉保健部]

- ・ 小中学校においては、保健所の指示により、病院への搬送など感染した児童・生徒への対応を図るとともに、マスクの着用、咳エチケット、手洗いの徹底等により新型インフルエンザ等の感染拡大防止に努める。国の基本的対処方針や都からの要請等がなされた場合は、必要に応じて学校行事の自粛及び臨時休業を行う。

[教育部]

- ・ 幼稚園、保育園、児童館、学童保育所においては、保健所の指示により、病院への搬送など感染した園児・児童等への対応を図るとともに、マスクの着用、咳エチケット、手洗い等の徹底等により新型インフルエンザ等の感染拡大防止に努める。国の基本的対処方針や都からの要請等がなされた場合は、必要に応じて行事の自粛及び臨時休業を行う。

[子ども家庭部]

- ・ 引き続き、福祉会館などの社会福祉施設等については、利用者及び施設職員等の感染予防策の励行等の健康管理、当該感染症の症状がある者の出勤制限や施設利用制限、受診勧奨、臨時休館等の感染防止対策を、国の基本的対処方針や都からの要請等に基づき実施する。

[福祉保健部]

- ・ 引き続き、市の施設及び市が主催する行事において、咳エチケットの励行等の感染拡大防止策を実施する。また、率先して、発熱等の症状がある人の利用制限、マスク着用の徹底、施設の使用や催物の開催制限や休止を行う。この場合、施設の利用方法や催物の変更内容の周知を徹底し、一部のサービスが低下することの理解と協力を依頼する。

[各部]

- ・ コミュニティバスに対し、利用者への咳エチケットの励行の呼びかけなど適切な感染対策を講じるよう要請する。

[都市整備部]

●緊急事態宣言がなされた場合

- ・ 国が都内を対象区域として緊急事態を宣言した場合には、都が実施する不要不急の外出自粛要請や学校等の施設使用制限等の情報を市民等に提供し、理解・協力を求める。

[教育部、子ども家庭部、行政管理部、福祉保健部]

(4) 予防接種

【特定接種】

- ・ 引き続き、市職員の対象者に対して接種が必要な場合は、国、都及び医師会等と連携し特措法 28 条に基づく特定接種を継続する。

[福祉保健部、行政管理部]

【住民接種】

- ・ 有効なワクチンが供給され次第、国が決定した接種順位等に従い、予防接種法第 6 条 3 項に基づき、臨時の予防接種（新臨時接種）を継続する。原則として、市民を対象に集団的接種を行う。

[福祉保健部]

●緊急事態宣言がなされた場合

【住民接種】

- ・ 有効なワクチンが供給され次第、国が決定した接種順位等に従い、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種（臨時接種）として住民接種を継続する。原則として、市民を対象に集団的接種を行う。

[福祉保健部]

(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保

【要配慮者への生活支援】

- ・ 国からの要請を受け、高齢者や障害者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。要配慮者への支援については、事業者、地域団体、ボランティア等に協力を依頼する。

[福祉保健部]

【在宅り患者への支援】

- ・ 国及び都と連携し、関係団体の協力を得ながら、り患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養するり患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡したりり患者への対応を行う。

[福祉保健部]

【火葬体制の整備】

- ・ 立川・昭島・国立聖苑組合に対し、急増する死亡者に対する備えとして火葬炉を可能な限り稼働させるよう依頼する。また、火葬能力の限界を超えた

場合、一時遺体安置所の設置及び運用を行う。

[福祉保健部、市民生活部、行政管理部、教育部]

【市業務の継続】

- ・ 下水道業務やごみ処理業務等のライフライン業務については、継続して実施する。その他の業務については、業務継続計画（BCP）に基づき実施する。

[環境下水道部、各部]

- ・ 複数の職員が感染等により業務に就くことが困難になった場合には、応援体制を組み、事業を継続する。また、新型インフルエンザ等対策のため応援を要する部署に対して、応援体制を組む。

[各部]

- ・ 事業の一時休止を検討・実施する。

[各部]

- ・ 貸出施設の一時休止を検討・実施する。

[各部]

- ・ 職員及び職場の感染予防策の徹底を行う。

[各部]

【ごみの排出抑制等】

- ・ 通常のごみ収集回数の維持が困難な場合は、ごみの収集回数や処理について状況を把握し、都と協力して市民や事業者にごみの減量化及び分別排出徹底の協力要請を行う。

[環境下水道部、総合政策部]

【市民生活の安全安心】

- ・ 警察署、消防署に地域の防犯・防災機能の確保を要請する。

[市民生活部]

- ・ 地域住民団体等に対し、警察署、消防署の指導のもとでの防犯・防災活動の協力を要請する。

[市民生活部]

●緊急事態宣言がなされた場合

【生活関連物資等の価格の安定等】

- ・ 生活関連物資の価格高騰や買占め及び売り惜しみが生じないように、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じ、適切な行動を呼びかける。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

[市民生活部、総合政策部]

6 小康期

<状態>

- 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
- 大流行は一旦終息している状況

<目的>

- 1 市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

<対策の考え方>

- 1 新型インフルエンザ等は、一旦終息しても繰り返し発生する可能性があるため、新型インフルエンザ等の第二波の流行に備え、第一波に関する対策の評価を行うとともに、マスクなどの調達等、第一波による社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 2 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。
- 3 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- 4 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 情報収集・提供

【情報収集】

- ・ 国及び都、マスコミ報道等を通じて、国内及び都内の新型インフルエンザ等の発生状況等について引き続き情報収集する。
[福祉保健部、市民生活部]

【情報提供】

ア 市民への情報提供

- ・ 流行の第二波に備え、新型インフルエンザ等に関する情報について、随時市民に提供するとともに、感染予防策の継続等呼びかける。
[福祉保健部、総合政策部、市民生活部]
- ・ 市内小中学校、幼稚園、保育園等を通じ、児童・生徒等及びその家族に対し、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。
[教育部、子ども家庭部]
- ・ 情報入手が困難なことが予想される外国人や障害者、高齢者等に対して、受け取り手に配慮した情報提供を行う。
[福祉保健部、産業文化部、総合政策部]

イ 関係機関への情報提供

- ・ 医師会等関係機関に対し、流行の終息を報告すると共に、第二波発生の可能性に備え情報共有体制を維持する。

[福祉保健部]

(2) 市民相談

【相談窓口体制】

- ・ 市民からの相談件数の減少に合わせ、相談体制の縮小・廃止を検討し、実施する。

[福祉保健部]

(3) 感染拡大防止

【感染拡大防止策】

- ・ 流行の経過を踏まえ、新たな発生や流行に備えて、感染拡大防止策の見直しを図り、必要な体制を整備する。

[福祉保健部、各部]

●緊急事態解除宣言がなされた場合

- ・ 国の緊急事態解除宣言が行われた場合には、都が実施する不要不急の外出自粛要請解除や学校等の施設使用制限解除の情報を市民等に提供する。

[教育部、子ども家庭部、行政管理部、福祉保健部]

(4) 予防接種

【住民接種】

- ・ 流行の第二波に備え、有効なワクチンが供給され次第、国が決定した接種順位等に従い、予防接種法第6条3項に基づき、臨時の予防接種（新臨時接種）を進める。原則として、市民を対象に集団的接種を行う。

[福祉保健部]

●緊急事態宣言がなされた場合

【住民接種】

- ・ 流行の第二波に備え、有効なワクチンが供給され次第、国が決定した接種順位等に従い、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種（臨時接種）として住民接種を継続する。原則として、市民を対象に集団的接種を行う。

[福祉保健部]

(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保

【要配慮者への生活支援】

- ・ 状況に応じ、平常時の体制に移行する。

[福祉保健部]

【在宅り患患者への支援】

- ・ 引き続き、国及び都と連携し、関係団体の協力を得ながら、り患患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養するり患患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡したり患患者への対応を行う。

[福祉保健部]

【火葬体制の縮小】

- ・ 一時遺体安置所は死亡者数の状況を踏まえて、順次閉鎖する。

[福祉保健部、市民生活部、行政管理部、教育部]

【市業務の機能回復】

- ・ 状況に応じ、平常時の体制に移行する。第二波に備えて業務継続計画（BCP）の検証や改定を行う

[福祉保健部、市民生活部、各部]

【対策の縮小・中止等】

- ・ 国、都道府県、指定（地方）公共機関と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等対策を縮小・中止する。

[各部]

【用語解説】 (50音順)

インフルエンザ (6ページ)

インフルエンザは、インフルエンザウイルスによる感染症で、原因となるウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ(NA)という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。(いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。)

基本的対処方針 (23 ページ)

政府対策本部長が、発生したウイルスの病原性や流行の状況を踏まえ 政府行動計画のうちから対策を選択し決定する方針。

抗インフルエンザウイルス薬 (9ページ)

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤(タミフル、リレンザなど)。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

指定行政機関 (11ページ)

内閣府設置法等に規定される機関で、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令で定める機関。内閣府や厚生労働省などが規定されている。

指定公共機関 (12ページ)

特措法第2条第6項「独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。」

指定地方公共機関 (12ページ)

特措法第2条第7項「都道府県の区域において医療、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、前号の政令で定めるもの以外のものであらかじめ当該法

人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。」

死亡率（2ページ）・致命率（6ページ）

死亡率は、ここでは、人口10万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等により患して死亡した者の数。致命率は流行期間中に新型インフルエンザにより患した者のうち、死亡した者の割合。

新型インフルエンザ（1ページ）

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

新型インフルエンザ（A/H1N1）（1ページ）

平成21（2009）年4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、平成23（2011）年3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

新型インフルエンザ等緊急事態宣言（13ページ）

政府対策本部長が、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与える新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、またはおそれがあると認めるときに行う宣言。

新感染症（3ページ）

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

登録事業者（11ページ）

特措法第28条第1項第1号「医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であつて厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているものをいう。」

鳥インフルエンザ（6ページ）

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染予防策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

パンデミック（1ページ）

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が免疫を持たず、人から人へ効率よく感染する能力を得て、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

病原性（1ページ）

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現

要配慮者（27ページ）

平成25（2013）年6月の災害対策基本法の改正により使用された用語で、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を想定している。